

# 弁護士と依頼者の通信秘密保護制度の確立に関する基本提言

2016年（平成28年）2月19日

日本弁護士連合会

## 1 提言の趣旨

法令遵守を促進し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるため、依頼者と弁護士間の相談内容の秘密が守られることを確保し、もって弁護士に依頼・相談する依頼者の権利として保障するべきである。具体的には、以下のように制度を整備するべきである。

- (1) 民事・刑事等訴訟手続又は行政手続等のいずれの手続においても、情報の開示が法律上または事実上強制される場合、依頼者及び弁護士の双方に、法律上の開示拒絶権を認める。
- (2) 併せて、正当な開示拒絶権の対象であるか否かの判定のための適切な仕組みを設ける。
- (3) 身体の拘束を受けている者であって、他人との面会や信書の発受が制限される者について、弁護士から法的助言を受けるために立会人なく面会をすること、または信書の検査を受けないことを立法で保障する。

## 2 提言に至る経緯及び理由

### (1) 検討経過

依頼者が弁護士との相談内容を秘密にする権利は、欧米に共通する司法制度の原則として確立している。我が国においては、弁護士との相談が秘密でないため、依頼者がその権利を適切に行使し若しくは手続上十分に防御を行うことができない、また法令遵守のため弁護士に相談することを躊躇するなどの弊害が指摘されている。このような問題意識から、当連合会では、2014年（平成26年）1月に「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度に関するワーキンググループ」を設置し、同制度の必要性、法律上の問題点、諸外国の状況その他当該制度を我が国に導入する場合の課題についての調査・研究を開始した。

同ワーキンググループでは、外部有識者等の協力も得つつ、約2年間にわたって国内外の制度研究を行い、2016年（平成28年）2月に最終報告書（別添参照）を取りまとめた。これを踏まえて、当連合会は本提言を行うものである。

## (2) 提言の理由

弁護士と依頼者の通信秘密保護制度とは、「依頼者が弁護士に相談した内容を民事・刑事訴訟手続、仲裁等の裁判外紛争解決手続、さらには行政庁による調査手続等で開示を拒否することができる権利」を保障する制度である。我が国の現行法において、弁護士に相談した内容の秘密は、一定の範囲で保護されている。例えば、弁護士には依頼者との通信の秘密を守る義務があり（弁護士法第23条、刑法第134条、弁護士職務基本規程第23条等）、民事・刑事訴訟法上は弁護士に証言拒絶等の権利があり（民事訴訟法第197条第1項第2号、第220条第4号ハ、刑事訴訟法第105条、第149条）、さらに刑事弁護の分野では刑事訴訟法第39条第1項により接見交通権が保障されている。

しかしながら、例えば行政調査においては、依頼者は当局など第三者から開示を求められたときに、弁護士との通信について必ずしも開示を拒絶することができない。また、刑事収容施設では、弁護士との通信の内容について検閲される取扱いがされる場合があることにより、依頼者と弁護士との通信の秘密が保障されているとは言い難い現状である。

そこで、依頼者の権利を保障し、法令遵守を促進して法の支配を社会の隅々に行き渡らせるため、依頼者と弁護士間の通信の開示拒絶権を法律上明確化し、弁護士に依頼・相談する依頼者の権利を制度的に保障すべきである。

なお、本提言は、上記現行法上の弁護士の守秘義務を前提とするものであり、その性質や範囲に変更を加えようとするものではない。民事訴訟法との関係では、文書提出義務の範囲の拡大や当事者照会制度の拡充とともに取り組むべき課題である。また、刑事手続との関係でも、憲法上の被疑者・被告人の防御権や刑事訴訟法第39条第1項における接見交通権（特に弁護人の固有権としての側面）などの現行制度を前提としつつ、本制度の確立はこれを補完する機能を果たすと考えるものである。

## (3) 実現に向けた当連合会の取組

依頼者が弁護士に安心して相談できる制度の確立は、民事・刑事訴訟手続等、行政手続等のいずれの分野にも共通する課題であり、当連合会は、民事裁判等の充実、刑事手続における接見交通権の確立、独占禁止法調査手続における手続保障等の諸課題について取り組んできた。今後においても、当連合会は、各分野の関連組織間の有機的な連携を更に深めて、本提言内容の実現のための諸活動を展開していく。

また、当連合会は、司法制度に共通する原則として本提言内容の実現が必要

であることについて，社会的な理解を普及させるべく，最高裁判所や法務省の法曹関係者や研究者等の専門家のみならず，国会議員等の政策立案担当者，マスメディアひいては広く市民の理解を得るための活動にも取り組む所存である。

以上